

不毛田川調整池グラウンド使用に伴うコンペティション仕様書

1 名 称

不毛田川調整池グラウンド使用（以下「本事業」という。）

2 目 的

不毛田川調整池グラウンドは大雨時に雨水を一時的に貯留することで浸水被害を抑制する調整池としての機能を有しているほか、平時はスポーツ活動等のグラウンド利用が可能となっている。

本事業では、日常の維持管理を条件に、平時のグラウンド利用に関する提案を募集し、「5 使用条件」を遵守できる団体の選定を行い、施設の有効活用を図るものである。

3 使用期間

令和8年9月1日から令和14年3月31日まで

4 使用料

維持管理等を行うことを条件とし、無料とする。

5 使用条件

- ・提案を行う団体（以下「提案団体」という。）は奈良県内の団体であること。
- ・管理条件は別紙1のとおりとし、提案団体はグラウンドを含む不毛田川調整池周辺の清掃、除草及び公園施設の日常管理を行うこと。
- ・使用及び管理範囲は別紙2のとおりとする。
- ・グラウンドは提案団体による専用利用とし、他団体への無許可貸出は禁止する。
- ・特別な理由なく、グラウンドの利用料金を徴収することを禁止する。ただし、施設利用の維持管理上、必要となる経費相当分についてはこの限りでない。
- ・複数の団体による共同利用やスポーツ活動における試合等の実施は可能とするが、管理責任は提案団体が負うものとする。
- ・地域からイベント等での貸出依頼があった際は、無償協力するものとする。
- ・町からの依頼があった際は活動内容を報告すること。
- ・グラウンド内の施設、設備等を損傷した場合の賠償責任は提案団体が負う。
- ・グラウンド利用による事故やケガ等の第3者被害やその他のトラブルについて、本町は一切の責任を負わず、提案団体が責任をもって解決するものとする。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員がいらないこと。

6 その他

- ・グラウンドの管理について、定めがないものは町と提案団体との協議で決める。